

平成24年度 市・府民税のしおり

1

市・府民税の課税について

市・府民税は、前年中(平成23年1月1日～12月31日)の所得金額を基礎として、平成24年1月1日現在お住まいの市町村で課税されます。したがって、仮に1月2日以降に他市へ転出された場合も、平成24年度の市・府民税は、全額泉佐野市へ納めていただくことになります。また、市・府民税は均等割額および所得割額の合算額となります。ただし、泉佐野市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で泉佐野市内に住所を有しない人は、均等割額が課税されます。

※退職されて現在収入がない人でも、前年中の所得によって課税されます。

2

市・府民税の納税の方法について

個人の市・府民税の納税方法には、①給与からの特別徴収、②普通徴収、③公的年金からの特別徴収があります。

①給与からの特別徴収とは、給与所得者の一般的な納税方法で、年税額を毎月の給与から引き落とし、事業所を通じて納めていただく方法です。6月から翌年5月までの12回に月割りし、納めていただきます。

②普通徴収とは、事業所得者など特別徴収できない人の納税方法で、年税額を4回(6月、8月、10月、12月)に分けてご自身で納めていただきます。全期分の納付書により年税額をまとめて納付することもできます。なお、普通徴収での納税には、便利な口座振替もご利用いただけます(口座振替の手続きについては、税務課納税係へお問い合わせ下さい)。

※通常、給与所得者は特別徴収で納めていただきますが、給与以外の所得(不動産・配当・譲渡等)がある場合、税額が大きくなり日々の給与から引き落としするのに適さないと市で判断したとき、または確定申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で「自分で納付」を選択されたときは、給与所得分は特別徴収で、それ以外の所得分は普通徴収で納税していただくことになります。

③公的年金からの特別徴収については、次のページをご覧下さい。

平成24年度の市・府民税から、扶養控除、障害者控除が変更されています

《扶養控除の見直し》

● 16歳未満の年少扶養親族について

年少扶養親族(平成8年1月2日以降、平成23年12月31日以前に生まれた人)にかかる扶養控除(33万円)が廃止されました。

● 16歳以上19歳未満の特定扶養親族について

特定扶養親族(平成5年1月2日以降、平成8年1月1日以前に生まれた人)にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円になりました。

● 19歳以上23歳未満の特定扶養親族について

特定扶養親族(昭和64年1月2日以降、平成5年1月1日以前に生まれた人)にかかる扶養控除の額は、以前と変わらず45万円です。

※年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除の適用はありませんが、個人住民税の非課税限度額(個人住民税の均等割・所得割の課税を判定する所得金額)を算定するときや、寡婦・寡夫控除を適用するときの扶養親族には年少扶養親族も含みます。また、年少扶養親族が障害者である場合は障害者控除が適用されます。

※平成24年度から「特定扶養控除」から「扶養控除」に移行

| 市・府民税の扶養控除の全体像 | ※平成24年度から「特定扶養控除」から「扶養控除」に移行 | | | | |
|--------------------------|------------------------------|-------------|---------------------------|-----------|--|
| | 上乗せ部分12万円 →【改正後】廃止 | | 特定扶養控除45万円 (33万円+12万円) | 同居老親加算7万円 | |
| 扶養控除(年少)33万円 →【改正後】廃止 | 扶養控除(※) 33万円 | 扶養控除33万円 | 老人扶養控除38万円 | | |
| 0歳～16歳未満 | 16歳以上～19歳未満 | 19歳以上～23歳未満 | 23歳以上～70歳未満 | 70歳以上 | |

《同居特別障害者に対する障害者控除の見直し》

昨年度まで、扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者である場合、配偶者控除額または扶養控除額に23万円が加算されていましたが、年少扶養親族にかかる扶養控除の廃止に伴い特別障害者控除額(30万円)に23万円を加算する措置に改められました。これにより、同居の特別障害の場合の障害者控除の額は53万円になります。

同居特別障害者に対する障害者控除額

| 配偶者および扶養親族に対する障害者控除額 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------|-------|-------|
| 障害者控除 | 26万円 | 26万円 |
| 特別障害者控除 | 30万円 | 30万円 |
| 同居特別障害者控除(新設) | | 53万円 |
| 同居特別障害者の配偶者・扶養控除加算 | 23万円 | |

平成21年10月～公的年金より住民税(市・府民税)の「引き落とし」【特別徴収】が始まります。

公的年金からの特別徴収とは、公的年金に係る所得に対する市・府民税を年金から引き落とし、年金支払者(日本年金機構など)が市へ納入する方法です。

対象者

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納稅義務がある人が対象となります。

ただし、以下の人については対象となりません。

- ・介護保険料が年金より「引き落とし」されていない人
- ・公的年金の支払額が年間18万円以下の人
- ・対象の住民税額が「引き落とし」される公的年金の額を超える人

「引き落とし」の対象となる年金

老齢または退職を支払事由とする年金、老齢(基礎)年金・退職年金等が対象です。非課税の障害年金および遺族年金からは住民税の引き落としはされません。

「引き落とし」される住民税額

「引き落とし」されるのは、年金所得に係る住民税のみです。給与所得・事業所得などに係る住民税は、これまでどおり給与からの「引き落とし」【特別徴収】、または納付書で納めていただきます【普通徴収】。

「引き落とし」が中止となる場合

「引き落とし」開始後、泉佐野市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などになった場合は、「引き落とし」が中止となり納付書で納めていただくことになります【普通徴収】。ただし、年金支払者(日本年金機構など)が特別徴収を停止するまでに一定の時間を要するため、【普通徴収】に切り替わった後でも、公的年金から「引き落とし」されてしまう場合があります。その場合、後日、差額分が還付されます。

納付方法

●今年度より公的年金から「引き落とし」【特別徴収】になる人

「引き落とし」【特別徴収】の開始は、平成24年10月支給分の公的年金からとなります。そのため、24年度の住民税のうち半分については、平成24年6月と8月に納付書で納めていただきます【普通徴収】。

●昨年度以前より公的年金から「引き落とし」【特別徴収】で納付されている人

引き続き年金からの特別徴収となります。平成24年2月に引き落としされた税額と原則同じ税額が、平成24年4月・6月・8月の年金から仮徴収として「引き落とし」されます。24年度年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を、10月・12月・平成25年2月にそれぞれ1/3ずつ引き落としさせていただきます(下表の例では、(年税額①45,000円)-(仮徴収税額②30,000円)=15,000円)。24年度年税額が仮徴収税額より少ない場合、制度上、いったん仮徴収税額で引き落としさせていただきますが、差額は後日、仮徴収後に還付となります。

今年度から特別徴収になる場合(特別徴収は10月から)

【例】24年度年税額が6万円の場合

| 24年度 | | | | | | |
|------|--------------------|---------|-------------------------|---------|---------|---------|
| 徴収方法 | 納付書で納める 【普通徴収】 | | 公的年金から「引き落とし」 【特別徴収】 | | | |
| | 徴収月 | 24年6月 | 24年8月 | 24年10月 | 24年12月 | 25年2月 |
| | | 15,000円 | 15,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 税額 | 24年度年税額の 半分を2分割 | | 24年度年税額の 半分を3分割 | | | |
| 年税額 | | | | | | 60,000円 |

昨年度以前から特別徴収で納付している場合

【例】23年度年税額が6万円、24年度年税額が4.5万円の場合

| 徴収方法 | 24年度以降 | | | | | |
|------|---------------------|---------|---------|-----------------------------------|--------|-------------|
| | 公的年金から「引き落とし」【特別徴収】 | | | 特別徴収(仮徴収) | | |
| 徴収月 | 24年4月 | 24年6月 | 24年8月 | 24年10月 | 24年12月 | 25年2月 |
| | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 |
| 税額 | 24年2月(前年度)と 同じ額 | | | 24年度年税額から仮徴収した額を 差し引いた額の残りを3分割 | | |
| | | | | ②30,000円 | | |
| 年税額 | | | | | | ①-②=15,000円 |
| | | | | | | ① 45,000円 |

公的年金等受給者のみなさんへ

公的年金等の所得のみの人は、確定申告書または市・府民税の申告書を提出した人を除いて『公的年金等支払報告書』の内容で市・府民税を算出しています。医療費控除や、公的年金等から引き落としされた介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料以外の社会保険料控除などは『公的年金等支払報告書』の内容に含まれていませんので、申告をしていただくことにより税額が減額になる場合があります。なお、親族の人の社会保険料について、その人の年金から引き落としされた社会保険料は、あなたの社会保険料控除として申告していただくことはできません。

公的年金等の収入金額が400万円以下のため確定申告書を提出しなかった人も、市・府民税の申告をすると税額が減額される場合がありますので、忘れずに申告してください。

Q&Aコーナー

退職したときの市・府民税は？

Q

平成23年12月で会社を退職し、現在仕事をしていませんが、平成24年度市・府民税納税通知書が送られてきました。平成23年度の市・府民税は毎月の給与から引き落としされ、退職の際、最後の給与から市・府民税の残税額を徴収してもらいましたので、これはまちがいではないでしょうか？

A

市・府民税は、所得を得た翌年に課税され、納付する仕組みになっています。今回送付させていただいた平成24年度市・府民税納税通知書は、あなたが昨年中(平成23年中)に得た収入に対するものです。なお、現在お勤めの人でしたら給与からの引き落として納付する方法に変更することができます。変更を希望される場合は、現在お勤めの会社に納税通知書を持参し、給与事務担当者から市役所の市民税担当に申し出でなければ変更ができます。

どのような人には市・府民税がかからないの？

Q

市・府民税はすべての人が納めなければならないのですか？

A

次の①から③に該当する人には市・府民税はかかりません。

- ① 生活保護法の規定によって生活扶助を受けている人(教育扶助や医療扶助を受けているだけではこれに該当しません)
- ② 障害者・未成年者・寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

$$32万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + (\text{※}) 19万円$$

※控除対象配偶者または扶養親族が居る場合のみ19万円を加算します。扶養親族には、扶養控除の対象にならない年少扶養親族も含みます。

- ◆例えば扶養親族のない場合、給与収入だけの人は給与収入97万円以下、公的年金等の収入だけの人は65歳以上(昭和22年1月1日以前に生まれた人)で公的年金等の収入152万円以下、65歳未満(昭和22年1月2日以降に生まれた人)で公的年金等の収入102万円以下の人は市・府民税はかかりません。

扶養にとれる条件とは？

Q

私には同居の68歳の父親があり、父親の前年の収入は厚生年金の収入金額150万円のみです。私の扶養親族として申告することができますか？また、同居の兄も父親を扶養親族として申告することができますか？

A

扶養にとるのは、生計を一にしている親族(他の人の控除対象配偶者や扶養親族、青色事業専従者給与の支払を受ける人や事業専従者を除く)のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。従ってあなたのお父さんの場合、収入金額150万円から公的年金等控除額120万円を差し引いた30万円が合計所得金額となり、あなたの扶養親族として申告することができますが、あなたかお兄さんのどちらか一方でしか扶養親族として申告することができませんのでご注意ください。なお、16歳未満(平成8年1月2日以降に生まれた人)の年少扶養親族については、扶養控除の対象となります。

※給与収入(パート収入)のみの場合は給与収入103万円以下の人、公的年金等収入のみの場合は、65歳以上(昭和22年1月1日以前に生まれた人)で公的年金等の収入158万円以下、65歳未満(昭和22年1月2日以降に生まれた人)で公的年金等の収入108万円以下の人を扶養親族として申告することができます。

寡婦・寡夫控除とはどのような控除ですか？

A

寡 婦 夫と死別、または離婚後婚姻していない人で扶養親族がいる人や、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子がいる人(子は、他の人の控除対象配偶者または扶養親族とされていない場合に限る)
なお、夫と死別後婚姻していない人で、扶養親族や生計を一にする子がいない人でも合計所得金額が500万円以下であれば該当します。

特別寡婦 上記の条件に該当し、かつ扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人

寡 夫 妻と死別、または離婚後婚姻していない人で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子を有し、合計所得金額が500万円以下の人(子は、他の人の控除対象配偶者または扶養親族とされていない場合に限る)

※扶養親族には、扶養控除の対象にならない年少扶養親族も含みます。

医療費控除の適用は？

Q

医療費控除は支払額がいくらから控除を受けることができるのですか？

A

自分自身や生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます(必ず領収書【平成24年度の場合は、平成23年中の日付領収印が押された領収書】が必要です)。

$$\{\text{その年中に支払った医療費} - \{\text{総所得金額等} \times 5\% \text{、または} 10\text{万円との少ないほうの金額}\} = \text{医療費控除額(最高限度額} 200\text{万円}\}$$

健康保険などから支給される療養費や高額療養費、医療保険金などの補てん金を差し引いた1年間の医療費の支出額が10万円(総所得金額等が200万円以下の場合はその5%)以下の場合は控除を受けられません。また対象となる医療費は診察・入院費用、通院のための交通費、治療のための薬代などで一般的に支出される程度の金額に限られ、美容整形や健康診断、健康増進のための費用、近視矯正用の眼鏡の代金などは対象外となります。

泉佐野市の市・府民税は他市にくらべて高いように思うが？

Q

私は、昨年A市から泉佐野市に引っ越しました。市・府民税の納税通知書が送付されましたが、泉佐野市は税金が高いのではないかでしょうか？

A

市・府民税は、計算方法や標準税率が地方税法により規定されており、基本的に全国どの市町村でも同じ税額です。泉佐野市は標準税率により課税していますので、条例で独自の減税をおこなっている一部の市町村を除けば、他の市町村に比べて高いということはありません。

市・府民税は均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額です。標準税率は、均等割が年額4,000円、所得割が市民税6%・府民税4%、合計10%になります。所得割の税額は、合計所得から所得控除の合計額を差し引いて課税総所得額を計算し、これに税率を乗じて算出します。

Q どんな場合に減免制度を受けることができるのですか？

A

風水害などの天災により被害を受けた、生活保護法に基づき生活扶助を受けている、解雇により失業したなどの特別な事情により納付が困難な人は、所得状況などにより減免の対象になる場合があります。ただし、自己都合による退職（定年退職・結婚・出産・引越の為等を含む）や雇用契約期間満了による退職については、減免の対象になりません。詳しくは税務課市民税係までお問合せください（減免申請時には所得状況等の税務調査をおこないますので、ご了承ください）。

☆申請期限：納期限の7日前。平成24年度1期分から申請する場合は6月25日（月）まで。

配当割額・株式等譲渡所得割額について

○配当割額控除額

上場株式等の配当所得については、あらかじめ3%の市・府民税（配当割額、市民税1.8%、府民税1.2%）が徴収されているため申告不要ですが、申告した場合は総合課税または申告分離課税のいずれか選択した方式の税率により所得割が計算され、支払いの際に徴収された配当割額が控除されます。なお、申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。

○株式等譲渡所得割額控除額

特定口座で源泉徴収ありを選択した場合の上場株式等の譲渡所得は、あらかじめ3%の市・府民税（株式等譲渡所得割額、市民税1.8%、府民税1.2%）が徴収されているため申告不要ですが、申告した場合は分離課税の税率により所得割が計算され、あらかじめ徴収された株式等譲渡所得割額が控除されます。

（注1）上記の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額を所得割額から控除した結果、控除しきれなかった金額がある場合は還付します（ただし、市税に未納の税額がある場合は未納の税額に充当します）。

（注2）配当所得を申告された場合には、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額や合計所得金額に含まれますので、ご留意ください。

ふるさと納税について

「ふるさと納税」制度により、地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附をした場合の寄附金控除が大幅に拡充されています。地方公共団体に対して寄附をした場合、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限に、原則として、所得税とあわせて全額が控除されます（所得税とあわせて控除の適用を受けるためには確定申告が必要です）。

この寄附金控除は、自分や家族の生まれ育った「ふるさと」に限らず、どの都道府県・市区町村に対する寄附でも対象となります（泉佐野市民の人が泉佐野市に寄附をされた場合でも対象となります）。

また、東日本大震災の被災地への寄附金・義援金（ふるさと寄附金）として、被災地の県や市町村に直接寄附した場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も同様に、所得税と個人住民税で控除を受けることができます。

個人住民税で控除を受けるには、市役所への住民税申告または確定申告が必要です。確定申告書では、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金がある場合、申告書第二表の「住民税に関する事項」欄に記載することになっています。申告書第二表の「住民税に関する事項」欄に記載されなかった場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。

なお、今回の申告の対象となるのは、平成23年1月1日から平成23年12月31までの間の寄附金です。

地方税法の改正について

この説明書は、平成23年12月現在の税法に従って説明しています。今後、地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。

お問合せ先

泉佐野市 総務部 税務課 市民税係

電話 072-463-1212